

県立病院法人化委員会(第4回)、質疑応答等の概要

平成22年1月22日 14時～15時
県庁共用第3会議室

委員5名出席(1名欠席)
(委員発言、事務局発言)

「県立病院法人化基本方針(案)」について

示された案については、これまでの検討を踏まえた至当なものであるので、確定して差し支えない。

「地方独立行政法人山口県立病院機構定款(素案)」について

理事会については、副理事長及び理事の3分の1以上の者の請求により招集することとした趣旨を説明されたい。

理事会については、法律上の設置義務はない。理事会招集の請求者を複数にする目的は、公正な理事会の開催を担保するためのものであり、先行団体の定款を確認したところ、過半数の団体において3分の1以上の者の請求により招集することとしていることから、本県においても、これを参考にした。

具体的には、副理事長及び理事の上限は7名であるので、理事会開催には3名以上の請求が必要となる。

監事の監査について、監査結果について知事に意見を提出することができることとされている趣旨を説明されたい。

地方独立行政法人法第13条第5項において、監事の監査結果について知事に意見を提出することができるものとされており、定款素案において同内容の規定を置いたもの。

承継される財産のうち土地及び建物については定款の別表に記載されるが、その他の財産についてはどのように取り扱うのか。

地方独立行政法人法第67条第1項の規定により法人に承継される財産は、土地及び建物に限られず、器械備品などの償却資産も含まれる。

償却財産については、定款とは別に、今後議会に提案する「権利の承継に関する議案」において記載することになる。

本日議論いただいた法人化基本方針については、次期県議会において報告することを考えている。

また、定款については引き続き検討を進め、次年度6月定例県議会以降に上程したいと考えている。

今年度まとめの所感(今後の取組課題)

独法化に当たり、病院職員にどのようにモチベーションを高めてもらうか、どのようにしてスムーズに移行するかが、今後の最重要課題と考えている。

独法化に向けて、病院には大きな変革が求められているが、病院職員が誤解に基づく不安を抱くことのないよう、十分な議論と情報提供をお願いしてきたところである。

病院としても、改めるべきところは改める姿勢を持ちながら、今後、法人化の準備を進めていきたいと考えている。

独法化すればできること、やらなければならないことは数多くあるが、独法化すればすぐに実現できるというものではない。独法化に向けて、病院の体制等を検討し、実行できるものについては着手していきたい。

職員が抱く体制変化に対する不安を解消するには、その体制について職員に理解を深めてもらうことに尽きると考えているので、情報提供等に引き続き取り組んでいきたい。

独法化とは、経営の意思を明確に持ち、組織を運営することと考えている。

独法化によって得られたこと、新しく取り組まれたこと、また、経営の意思を明確にすることにより、組織に求められるものが、以前に比べ明確になるものと思う。

独法化に向けて一步を踏み出すことについては、職員と運営者の双方に、よりよい方向に向かうという意識の統一が必要である。組織は人である。職員のモチベーションを損なうことは、組織自体の力を弱めることに他ならない。県立病院という制約の中で職員のモチベーションを高める仕組みづくりをどのように行うかが今後の課題であると考えている。

これまで複数の独法化先行団体を調査してきたが、その中には、独法化前に黒字化を達成している団体も見受けられる。独法化によって、解決できる課題もあるが、独法化前においても経営効率化は必須であり、独法化を契機として、さらに経営の効率化を進めていただきたい。

法人化後の病院の方向性を明確に職員に示すことができれば、独法化に対する職員の動揺は広がることはなく、むしろ理想の病院づくりに協力が得られるのではないかと考えている。この点については、両病院長にぜひお願いしたい。

独法化後に経営効率化を理由に職員の給与について見直しが行われたということは、先行例においても見受けられないので、職員の皆さんには安心いただいて、独法化後の病院の方向性について議論をしていくことが非常に重要であると考えている。

来年度作成する中期計画において、県立病院のあり方について十分な検討をしたい。県立2病院で今後取り組む事項、重点化する項目について、来年度にしっかりと議論をしていきたい。

病院職員の殆どは女性が占めており、独法化後は、ワークシェアリングや短時間勤務など、新たな取組についても検討をお願いしたい。